

令和9年度 要支援児の個別保育(指導)の
申込方法が変わります

公立園9園では、発達に特性や遅れがあり、他機関の療育に通えないお子さんを対象に、個別保育を実施しています。

これまで、入園申込前に個別保育の申込受付を行っていましたが、一人ひとりのお子さんの必要度に合わせて、より適切なサポートを行うため、入園決定後に、各園にて個別保育の申込を行う方法に変更します。

- ▶対象／発達に特性や遅れがあり、他機関の療育に通えず、個別指導を希望する満3～5歳の子
- ▶実施園／【市立こども園】ゆりかご、北、日新、三城、荒崎、赤坂、青墓、墨俣
【市立保育園】すもと
- ▶申込／【10月上旬】令和9年度の入園申込
【令和9年2月頃】入園決定した園にて個別保育の申込(継続児も同様)
【2月末頃】各園にて面談および選考を行い、後日結果通知
- ▶問合せ／保育課 (☎47-7096) へ



市HP

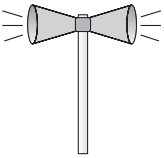
全国瞬時警報システムの伝達試験

地震や大規模テロ、ミサイル攻撃など国の緊急情報を発信する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」。

その情報伝達試験が、8月26日(水)午前11時に、全国一斉に行われます。

それに伴い市は、防災行政無線屋外スピーカーと指定避難所などにある戸別受信機からの試験放送、および市メール配信サービス登録者などへの試験配信を行います。

詳しくは、危機管理課 (☎47-7385) へ。



市HP

防災行政無線とメールで啓発

大正12年9月1日に関東大震災が発生したことから、9月1日を「防災の日」と定めています。

市は、この日、防災行政無線をはじめ、メール配信サービスやSNSによる啓発を行います。

詳しくは、危機管理課 (☎47-7385) へ。

■防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線での放送が聞き取れなかった場合に、防災行政無線テレホンサービス(☎0570-06-5252)で、内容を確認できます。
※通話料は利用者負担

■メール配信サービスの登録方法

【パソコン】市HP「メール配信サービス」から登録

【携帯電話】右の二次元コードから登録



メール配信登録

市防災安全情報
公式アカウント



X(旧ツイッター)



フェイスブック

全国一斉「こどもの人権相談」

～なんでもおしえて ところのもやもや～

- ▶とき／8月28日(金)～9月3日(木) ※強化週間
平日：午前8時30分～午後7時、土・日曜日：午前10時～午後5時(上記以外も、平日の午前8時30分～午後5時15分に相談可)
- ▶内容／いじめ・体罰・虐待など、悩みを抱えているこどもたちの電話相談
- ▶電話番号／☎0120-007-110(こどもの人権110番)
- ▶相談員／法務局職員、人権擁護委員
- ▶その他／SNS(LINE)による人権相談も受付
アカウント名「法務局LINEじんけん相談」
検索ID「@linejinkensoudan」
- ▶問合せ／岐阜地方法務局大垣支局 (☎78-3347) へ



LINE人権相談
友だち登録

移住・定住促進 大垣で暮らそう!!
～大垣暮らしのオトクな制度～

少子高齢化により生産年齢人口が減少するなか、市は、移住・定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などを行っています。

市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。

詳しくは、市HPをご覧ください。①は広報・都市プロモーション課 (☎47-7681)、②～④は住宅課 (☎47-8184) へ。

①子育て世代等移住定住活動費支援事業

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- 住居や仕事を探す活動など、移住を前提とした活動を行う人
※転勤によるものは除く
- 岐阜県外に居住している人(住民票の登録が県外であること)
- 市役所または「清流の国ぎふ移住・交流センター(東京・大阪・名古屋)」において移住相談をしている人
- 中学生以下の子(妊娠中を含む)がいる人、夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人、または35歳未満の単身者

▶対象経費…大垣市までの交通費、レンタカー代金、宿泊費

▶補助金額…対象経費の2分の1(上限6万円)

②子育て世代近居支援事業

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- 市外から転入した、中学生以下の子(妊娠中を含む)がいる人
- 親世帯(年齢不問)が市内に1年以上継続して居住している人

▶補助金額…引っ越し費用の5分の3(上限6万円)

▶申請期限…転入日(住民票異動日)から6か月以内

③子育て世代等住宅取得支援事業

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- 市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居(いずれも住民票の異動を伴うもの)した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- 申請期限日までに、中学生以下の子(妊娠中を含む)がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- 市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受けている人

▶補助期間…3年間

▶補助金額…各年度の利子支払額(上限10万円)を年1回補助(最大30万円)

▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内

▶受付期間…12月28日まで



④子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業

▶対象者…次の条件をすべて満たす人(要事前申請)

- 市内に自ら居住するための中古住宅、または中古分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- 申請期限日までに、中学生以下の子(妊娠中を含む)がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- リフォーム工事を市内業者(本店・支店)に依頼して行う人
- 市税等を完納している人
- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた木造住宅の場合は、耐震診断を受けている人、またはリフォーム工事と同時に耐震改修工事を行う人 ※いずれも上部構造評点が1.0以上必要。

▶補助金額…リフォーム費用の3分の1(上限30万円)を1回補助
※1年以上空き家になっている中古住宅への市外からの移住者かつ工事完成の翌日から10年間継続して自己が所有し居住する場合は、リフォーム費用の2分の1(上限50万円)

▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内かつリフォーム工事着手前(要相談)